

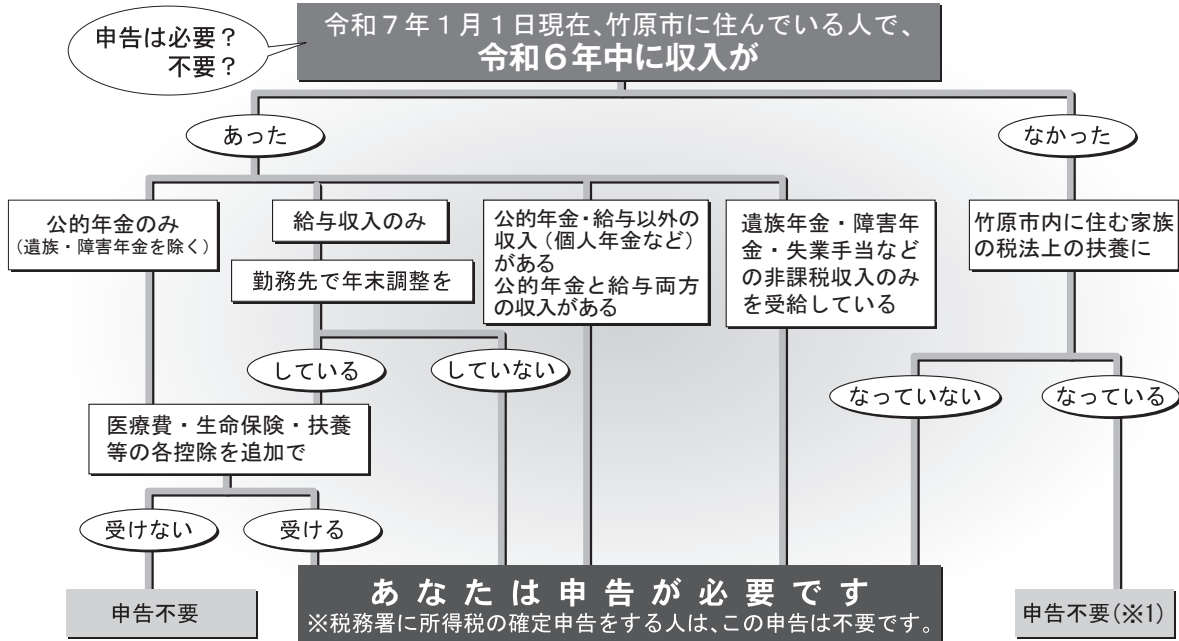
2/17
(月)

3/14
(金)

～市・県民税、国民健康保険税～

申告の相談・受付が始まります！

この申告は、市・県民税や国民健康保険税などを算出する基礎となる大切なものです。
次のフローチャートは、一般的なパターンを参考として示すものです。



(※1) その人自身の所得・課税証明書が必要な場合は申告が必要です。

◆申告相談受付日程表 (※指定された日が難しい場合は、都合の良い会場にお越しください。)

会場	日程	時間	指定地域
大乘地域交流センター	2/17(月)	9:00～11:30 13:00～15:00	高崎町・福田町
忠海地域交流センター	2/18(火)	9:00～11:30 13:00～15:00	忠海東町二～三丁目・忠海中町・忠海床浦・忠海長浜
	2/19(水)	9:00～11:30	
忠海東地域交流センター	2/19(水)	13:30～15:00	忠海東町一丁目・忠海東町四～五丁目
中通地域交流センター	2/20(木)	9:00～11:30 13:00～15:00	下野町(中通・大応・上条・成井)
	2/21(金)	9:00～11:30	
東野地域交流センター	2/21(金)	9:00～11:30	東野町
小梨地域交流センター	2/21(金)	13:30～15:00	小梨町
吉名地域交流センター	2/25(火)	9:00～11:30 13:00～15:00	吉名町(毛木・郷・浦尻・久保城・平方・水場)
	2/26(水)	9:00～11:30	
大井地域交流センター	2/26(水)	13:30～15:00	下野町(大井・宿根・築地)
荘野地域交流センター	2/27(木)	9:00～11:30 13:00～15:00	新庄町・西野町
	2/28(金)	9:00～11:30	
田万里地域交流センター	2/28(金)	9:00～11:30	田万里町
仁賀地域交流センター	2/28(金)	13:30～15:00	仁賀町
竹原西地域交流センター	3/ 3(月)	9:00～11:30 13:00～15:00	塩町二～四丁目・竹原町(中須・西町・皆実・雇用促進・来須・来須住宅・明神)
	3/ 4(火)		
市役所 1階 会議室 1 ※新庁舎に移転しました。 住所: 中央五丁目 6番28号 (旧たけはら合同ビル)	3/ 5(水)	8:30～11:30 13:00～15:30	塩町一丁目・竹原町(上記以外)
	3/ 6(木)		中央一～五丁目
	3/ 7(金)		本町一～四丁目
	3/10(月)		田ノ浦一～三丁目
	3/11(火)		港町一～五丁目
	3/14(金)		竹原市内全域

●申告相談会場の混雑緩和にご協力ください。

- 申告書の提出は郵送をご利用ください。
申告書は市のホームページからダウンロードできます。
 - 会場の混雑状況により、時間をずらして再来場をお願いすることがあります。
 - 会場での滞在時間を短縮するため、収支内訳書や医療費控除の明細書などの必要書類は、事前に準備をお願いします。
 - 申告会場で確定申告の受付も可能ですが、次の確定申告は受付できませんので、税務署で申告してください。
 - ・令和6年分以外の申告
 - ・青色申告
 - ・準確定申告（亡くなられた人の申告）
 - ・土地・建物・株式等の譲渡所得の申告
 - ・雑損控除・繰越控除の申告
 - ・その他、高度な判断を要する申告
- ※確定申告書を郵送で提出される場合は税務署へ送付してください。

▼申告に必要な書類

対象	申告に必要なもの
全員	○記入済みの申告書 ◎本人確認書類 ◎マイナンバーカード（両面）または住民票と記載内容が一致する通知カード
給与・年金所得	○源泉徴収票
営業・農業・不動産所得	○収支内訳書 ○経費の領収書等
雑所得・一時所得	○保険の満期（解約）一時金、個人年金の支払金額の証明書報酬の支払調書など
社会保険料控除	○国民健康保険税（料）国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、任意継続の社会保険料の支払証明書
生命保険料控除・地震保険料控除	○支払証明書
医療費控除	○医療費控除の明細書
寄附金控除	○支払金額の証明書
障害者控除	◎身体障害者手帳など
勤労学生控除	◎学生証

※郵送の場合は申込書に添付（◎は写し）

●よくある質問

Q 1	郵送での申告は、申告書以外に何が必要ですか？
A 1	「申告に必要な書類」に記載しているものを申告書に添えて送付してください。
Q 2	確定申告書は、郵送で市役所へ提出できますか？
A 2	確定申告（所得税の還付申告等）をされる場合は、市役所への郵送での提出はできません。税務署へ送付してください。
Q 3	年金収入のみですが、申告の必要はありますか？
A 3	原則申告の必要はありませんが、医療費控除など申告により追加できる控除がある場合は、申告をすることで、市県民税の控除の適用を受けられることがあります。
Q 4	「ふるさと納税ワンストップ特例申請書」を提出しましたが、医療費控除を追加したいので確定申告をするつもりです。その場合、寄付金について申告しなくてもいいですか？
A 4	確定申告をした人は、ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用されません。寄付金控除を併せて確定申告することで、所得税・市県民税の控除を受けることができます。

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎ 2 2 - 7 7 3 2

竹原税務署から確定申告のお知らせ

問い合わせ

竹原税務署 ☎ 2 2 - 0 5 1 6

開設期間	2月17日（月）～3月17日（月）※土日祝は除く
受付時間	8時30分～16時
相談時間	9時～17時
申告会場	竹原税務署



- 確定申告会場への入場には入場整理券が必要です。
- 確定申告会場では原則として、ご自身のスマホを利用して確定申告書等を作成していただきます。
- マイナンバーカードのご持参にあわせて、①利用者証明用電子証明書（数字4桁）、②署名用電子証明書（英数字6～16文字）の2種類のパスワードの準備をお願いします。
- 不動産の売却や贈与税の申告相談は、3月4日（火）～6日（木）または11日（火）～13日（木）の間にご来場ください。

令和6年度物価高騰対策給付金の 給付を実施します

問い合わせ

地域支えあい推進課 福祉総務係

☎ 22-2946

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ低所得者支援として、令和6年度住民税非課税世帯への給付を実施します。
※対象者には、確認書または申請書を2月上旬から順次発送します。

詳しくはこちら▶



対象者 基準日（令和6年12月13日）において竹原市に住民票があり、令和6年度の住民税非課税世帯の世帯主
支給額 1世帯当たり3万円
※平成18年4月2日以降生まれの子がいる世帯は子1人当たり2万円を加算

あなたのお住まいについて考えてみませんか？

空き家の適正管理について

空き家の管理は所有者等の責務であり、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければなりません。空き家の適正な管理を怠ると、建物の老朽化による屋根・外壁の飛散や倒壊の危険性など様々な問題が起こります。

もし、他人に損害を与えた場合は、所有者等が損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

空き家にしないために

空き家問題は、今は関係ないと思っていても、いずれ誰にでも起こりえる問題です。

これから空き家となるかもしれない「空き家予備軍」となる住宅をお持ちの方は、利活用するのか、除却するのかなど5年先・10年先をイメージし、将来どうしていくのかをご家族・ご親族で話し合っておきましょう。

相続登記が義務化されました

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。空き家となって時間が経つと、相続人が増え、相続関係が複雑になり整理が難しくなります。さらに時間が経過すると、誰が相続人なのか分からなくなる事例もみられます。土地や建物を相続し、登記をされていない人は、早めに相続登記をしましょう。



問い合わせ

空き家管理に関すること 都市整備課 住宅建築係 ☎ 22-7749

相続登記に関すること 広島法務局東広島支局 ☎ 082-422-2338

竹原市出会いの機会創出事業

マッチングアプリ「ペアーズ」2か月無料クーポンの支給対象者を拡大

支給対象者（次のすべての要件を満たす人）

- ①竹原市内に住民登録がある人
- ②18歳以上49歳以下の独身者（※高校生は対象外）

支給内容

マッチングアプリ「ペアーズ」2か月無料クーポン（クーポンコード）

申請方法

3月14日（金）までに、竹原市電子申請システムから申請してください。

問い合わせ 企画政策課 秘書企画係

☎ 22-0942

詳しくはこちら▶

